

若年犯罪者の被虐待体験等の被害体験と

犯罪との関連に関する研究

研究代表者

千葉大学教育学部 羽間 京子

共同研究者

法務省東京矯正管区 森 伸子

Illinois State University Joanne Savage

法務省千葉刑務所 西慶子

1 まえがき

欧米諸国では、かねてから、非行少年は被虐待体験を有する 경우가少なくないとの認識がなされ (Bolton, Reich, & Gutierrez, 1977; S. Glueck & E. Glueck, 1950; Steele, 1986), 児童虐待と非行, さらには成人犯罪に関する研究が積み重ねられている。

非行少年と犯罪者の被虐待体験については、たとえば、フィンランドでは、Haapasalo & Hämäläinen (1996) が 16 歳から 22 歳の受刑者 (89 人) を対象として調査を行い、暴力的犯罪者と財産犯罪者において、それぞれ 86.5%と 78.4%の人が身体的虐待を、また、それぞれ 28.8%と 21.6%の人が身体的ネグレクトを体験していたことを見出した。アメリカでは、Weeks & Widom (1998) は、重罪によりニューヨーク州の刑務所に在所中の成人男子 (301 人) の 68%が、被虐待体験 (身体的虐待, 性的虐待, ネグレクト) を有するとしたことを明らかにした。Sedlak & McPherson (2010) は、全米の矯正施設に在所中の 20 歳以下の少年犯罪者 (7,073 人) のうち、30%が身体的虐待又は性的虐待の体験を報告したとした。Nellis (2012) は、少年時代に殺人事件を起こし終身刑となった全米の受刑者 (1,579 人) において、その 46.9%が身体的虐待, 20.5%が性的虐待, 79%がドメスティックバイオレンス (以下、「DV」) の目撃を体験していたことを示した。アメリカの一般児童の被虐待体験に関するデータの一例としては、Finkelhor, Turner, Shattuck, & Hamby (2015) が、18 歳未満の 4,000 人を対象として 2013 年から 2014 年にかけて実施された全国調査の結果、身体的虐待, 心理的虐待, 性的虐待及びネグレクトのいずれかの体験を有する割合は 24.9%であったことを明らかにした。以上から、アメリカでは、研究によって数値は異なるものの、非行少年や犯罪をした人の被虐待体験は、一般群よりも多いことが示されている。

さらに、欧米諸国では、児童虐待とその後の非行や犯罪との関連に関する研究も多く実施されてきた。この研究課題に対する研究者の関心を特に高める端緒の一つとなったのが、Widom (1989) に

よる、「暴力のサイクル仮説」、なかでも身体的虐待が暴力的非行・犯罪のリスクを高めるという仮説の実証研究であった (Bender, Postlewait, Thompson, & Springer, 2011; Lansford et al., 2007)。Widom (1989) は、先行研究の問題として、エビデンスの乏しさ、自己報告に基づく後ろ向き研究に偏っていること、コントロール群の欠如などを指摘した。そして、アメリカ中西部で、1967年から1971年に裁判所によって児童虐待（身体的虐待、性的虐待及びネグレクト）が認定された被虐待群（908人）とコントロール群（667人）の、のちの非行、犯罪、暴力的非行・犯罪による逮捕歴を調査した。その結果、コントロール群に比し、被虐待群——特に身体的虐待やネグレクトの体験者——のほうが、こうした逮捕歴がある人の割合が有意に高いことが明らかになった。ただし、被虐待群において逮捕歴のない人の割合は、非行で74.0%が、犯罪で71.4%、暴力的非行・犯罪で88.8%であった。以上の結果について、Widom (1989) は、「暴力のサイクル仮説」を支持すると位置づけるとともに、被虐待体験を有する子どもの非行・犯罪化を防ぐ要因や、児童虐待と非行・犯罪の間の媒介要因を検証していく必要があると論じた。

その後、1990年代から、欧米諸国では、前向きデザインの研究により、児童虐待は非行や犯罪のリスク要因となること (Horan & Widom, 2015; Smith & Thornberry, 1995; Zingraff, Leiter, Myers, & Johnsen, 1993)、特に、暴力的犯罪との関連性が高いこと (Rivera & Widom, 1990; Smith, Ireland, & Thornberry, 2005) が実証されてきた。

日本でも、戦後、児童虐待を含めた養育者の不適切なかかわりと非行とのつながりの強さが指摘されてきた (平尾, 1964; 我妻, 1973)。ただし、児童虐待と非行の関連が注目され始めたのは、2000年の児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」）施行の前後からであった。同年、法務省法務総合研究所（2001）が、全国の少年院在院者を対象として、被虐待体験に関する調査を初めて行い、分析対象となった2,354人の約50%が被虐待体験（心理的虐待を除く）を有するとしたことを明らかにした。羽間（2018）は、全国の少年院在院者を対象に、心理的虐待を含む被虐待体験等の被害体験に関する調査を実施し、分析対象者363人の60.1%が被虐待体験を、79.6%が家族以外の第三者からの被害体験を報告したことを示した。さらに、羽間（2018）は、非行種類別の分析を行い、(a) 財産犯であることに、男性であることと被虐待体験への対処として「「他者へのやつあたりや嫌がらせ」をしない」ことが、(b) 暴力犯であることに、ネグレクトの体験が少ないことと被虐待体験への対処として「安全な場所へ行った」こと及び「家出」をすることが、(c) 薬物犯であることに、女性であることと被虐待体験への対処として「じっと我慢した」ことが、それぞれ有意に関連することを探索的に見出した。しかし、羽間・西（2019）が、2001年から2015年に刊行された国内外の論文をレビューした上で指摘したように、欧米諸国に比べ、児童虐待と非行の関連を取り上げた日本の研究は限られている。さらに、成人犯罪者の被虐待体験や、児童虐待と犯罪の関連について取り上げた研究は、日本においてほとんどなされていない。また、欧米諸国の先行研究では、児童虐待以外の被害体験が犯罪のリスク要因になるとの指摘もあるが (Turanovic & Pratt, 2015; Zweig, Yahner, & Rossman, 2012)、このような研究も日本では乏しく、犯罪をした人における被虐待体験を含めた被害体験の状況は明らかになっていない。

我が国では、近年、再犯者率（刑法犯検挙者人員に占める再犯者人員の比率）が一貫して上昇し、再犯防止対策が強く求められており（犯罪対策閣僚会議, 2014）、とりわけ、次世代を担う非行少年

及び犯罪をした若年者に注目した再犯防止対策が重要であるとされている（法務省法務総合研究所，2011）。さらに，Farrington(2003) は，加齢とともに，個人内の犯罪のリスク要因と犯罪行動には変化が起こりうるとし，被虐待体験などのリスク要因を有する非行少年や犯罪をした若年者について，30歳を超える長期的な追跡調査を行う必要があると指摘した。

以上から，我々は，犯罪をした比較的若年の人を対象として，前述のように犯罪のリスク要因になりうるとされている被虐待体験及びその他の被害体験について，研究を行っていくこととした。

2 目的

本研究は，下記の三つの目的のために，犯罪をした人のうち，刑務所などの刑事施設受刑者であり，40歳未満の比較的若年の人を対象として，被虐待体験と家族以外の第三者からの被害体験（以下，「被虐待体験等の被害体験」）に関する調査を実施した。

本研究の第一の目的は，比較的若年の受刑者における，被虐待体験等の被害体験の状況，本人の被虐待体験への認識や対処などを明らかにすることである。さらに，本研究は，犯罪の中でも，特に，被害が甚大な，殺人等の重大な犯罪に注目した。なぜならば，これらの犯罪への対処は，刑事政策上の最優先課題だからである。そして，被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験へ対処と，犯罪の種類，特に重大な犯罪の間に，どのような関連があるかを探索的に明らかにしていくことを第二の目的とした。本研究の第三の目的は，重大な犯罪につながりうるリスクの低減と，同犯罪をした人の再犯防止のための処遇において，求められる観点を論じることである。

これらの目的に沿って，我々は二つの研究を行った。まず，第一及び第二の目的のために，比較的若年の受刑者を対象に，被虐待体験等の被害体験に関する質問紙調査を実施した。また，被虐待体験の有無と，ある場合には，当時必要としていた大人からの支援について，犯罪のない一般群に質問紙調査を行い，受刑者群の結果との比較を行った（研究Ⅰ）。

次に，第二の目的を更に追究するために，重大な犯罪をした，研究Ⅰの調査参加者とは異なる比較的若年の男子受刑者に面接調査を行い，犯罪に至るまでのライフヒストリーを聴取した。そして，被虐待体験の内容と同体験への対処，当時支援を得られたか否か，必要としていた大人からの支援，さらに，被虐待体験等の被害体験が反社会的行動化に及ぼす影響を，具体的な語りから明らかにすることとした（研究Ⅱ）。

以上の研究Ⅰと研究Ⅱの結果を踏まえ，第三の目的に照らした総合的考察を加えた。

3 研究Ⅰ：被虐待体験等の被害体験に関する質問紙調査

3.1 目的

比較的若年の受刑者における被虐待体験等の被害体験の状況を把握し，さらに，重大な犯罪に関連する要因を明らかにする。

3.2 方法

3.2.1 調査方法

調査方法は，被虐待体験等の被害体験に関する質問紙調査である。前述の Widom (1989) による指摘のように，児童虐待と非行・犯罪の関連を検討する際，前向きデザインの研究を実施することが望

ましい。実際に、羽間・西（2019）のレビューによると、児童虐待と非行の関連に関する2001年から2015年に刊行された欧米諸国の研究は、その半数以上が前向きコホート研究であった。しかし、児童虐待と犯罪の関連についての日本の研究が初期段階にあることから、本研究では横断研究を行うこととした。

また、先行研究における児童虐待データの収集方法に関しては、大きく、児童福祉関係機関による認定によるものと、自己報告に基づくものがある。ただし、データの信頼性について、自己報告には一定の限界があるとする研究（Ellis & Wolfe, 2009; Robertson, Baird-Thomas, & Stein, 2008）と、自己報告のほうがその後の問題などの説明変数として妥当性が高いとする研究（Hollist, Hughes, & Schaible, 2009; McGee, Wolfe, Yuen, Wilson, & Carnochan, 1995）があり、評価が一定していない（羽間, 2018）。また、森（2003）によると、少年院在院者のうち被虐待体験を有していた人で、入院時に被虐待の事実が把握されていた事例は約6割であったとされている。そこで、本研究では、被虐待体験等の被害体験に関して予測される暗数の多さと、被虐待体験への対処や認識を調査する目的を踏まえ、質問紙法とした。

3.2.2 調査対象者と分析対象者

調査対象者

受刑者群は、調査実施時に、法務省東京矯正管区内（関東甲信越静岡地方）の刑事施設に収容されている20歳以上40歳未満の受刑者（重篤な精神疾患や身体疾患を有するなど医療措置優先の者と、来日外国人を除く）であり、刑の執行が開始される段階において実施される、資質や環境に関する調査（以下、「刑執行開始時調査」）の対象となった人たちだった。刑執行開始時調査を担当する刑務官や心理技官などの職員が、本調査に関する説明文書を受刑者群の調査対象者に渡し、文書及び口頭による説明を行った。調査への参加は本人の自由意思によること、研究に参加しない場合でも不利益を受けることはないこと、特に刑事施設での生活上に一切不利益を受けることはないこと、一旦同意した場合でも不利益を受けることなくいつでもこれを撤回できることを、文書及び口頭で説明して同意を得た。

犯罪のない一般群（以下、「コントロール群」）は、まず、犯罪がないことを前提としうる職業として、一定の刑に処せられた場合に資格制限を受ける、学校教員や公務員などを対象とすることとした。加えて、本調査は回答者の過去の外傷体験を想起させうるものであるが、刑事施設の職員が常駐している受刑者群の環境と比較すると、回答後に調査実施者がなしうるフォローアップに一定の限界がある。そこで、学校教員や公務員などのなかでも、児童虐待に対する知識がある人を対象とし、また、質問項目を必要最小限とすることにした。コントロール群には、研究協力者である学校教員などが、個別に、あるいは少人数の研修の場などで、本調査に関する説明文書を調査対象者に渡し、文書及び口頭による説明を行った。調査への参加は本人の自由意思によること、研究に参加しない場合でも一切不利益を受けることはないこと、一旦同意した場合でも不利益を受けることなくいつでもこれを撤回できることを、文書及び口頭で説明して同意を得た。

調査参加者と分析対象者

受刑者群は、刑事施設職員が本調査について説明を行った人のうち、680人（男子：580人、女子：100人）が調査に参加した。なお、刑事施設職員が説明を行った人は、男子は621人であったが、女

子は1施設の人数が不明であったため、合計人数が不明である。年齢超過で調査対象の基準を満たさなかったデータ7件（男子：6人、女子：1人）及び特に重要な質問項目の回答に欠損があった事例83件（男子：76人、女子：7人）の計90件を除外した結果、分析対象者は590人（男子：498人、女子：92人）となった。なお、2017年における入所受刑者の女子比は9.8%であり（法務省法務総合研究所、2018）、本分析対象者における女子比は15.6%と若干高い。一方で、2017年の成人刑法犯検挙人員の女子比は20.7%であることから（法務省法務総合研究所、2018）、本調査における男女比は、成人犯罪者の実情から大きく乖離した数値ではないと判断した。

コントロール群は、学校教員などの研究協力者が本調査について説明を行った434人のうち、416人（男子：267人、女子：149人）が調査に参加した。年齢超過で調査対象の基準を満たさなかったデータ14件（男子：5人、女子：9人）及び特に重要な質問項目の回答に欠損があった8件（男子：7人、女子：1人）の計22件を除外した。さらに、受刑者群とコントロール群の比較を行うため、コントロール群の女子をExcel乱数に従って無作為抽出し、受刑者群とコントロール群の男女比を統一した。その結果、コントロール群の分析対象者は、計302人（男子：255人、女子：47人）となった。

3.2.3 調査時期

調査時期は、受刑者群が2017年5月から2019年3月末日までであり、コントロール群が2018年4月から2019年4月末日までだった。

3.2.4 調査の手続き

調査は、受刑者群については、各刑事施設の職員が、調査対象者に質問紙を配布し、刑執行開始時調査における集団心理検査に併せて実施してもらい、回答終了後にその場で職員が回収した。調査参加者の基本的属性に関しては、刑事施設から回答を得た。

コントロール群については、学校教員などの研究協力者が、調査対象者に質問紙を配布し、個別に実施してもらったり、少人数での研修などの機会に併せて行ってもらったりして、回答終了後に研究協力者が回収した。

本調査は、千葉大学教育学部生命倫理審査委員会の承認を得て行われた。受刑者群については、法務省東京矯正管区の了解を得て実施した。コントロール群については、各所属機関の管理職の了解を得て実施した。

3.2.5 質問紙の構成

受刑者群を対象とした質問紙の構成

受刑者群を対象とした質問紙は、まず、性別、年齢、きょうだいの有無、小・中学校時代の家族構成、初めて補導又は逮捕された年齢、入所1年前の飲酒の有無などを尋ねた上で、被虐待体験等の被害体験に関して質問していく形式とした。具体的な質問項目は、羽間（2018）が、法務省法務総合研究所（2001）を参考にしつつ作成した非行少年対象の質問紙を、成人用に改訂し、(a) 20歳までの家族以外の第三者による被害体験、(b) 被虐待体験（児童虐待防止法上の「児童」である18歳までの保護者からの被害体験）、(c) 18歳から20歳までの家族からの被害体験、(d) 20歳以降の家族内外での被害体験に関する質問から構成した。

家族以外の第三者による被害体験は、(a) 悪口や無視などの被害（以下、「いじめ」）、(b) 繰り返しの身体的暴力（以下、「身体的暴力」）、(c) 性的被害（1回以上の性的接触や性交）、(d) 暴力の

繰り返しの目撃（以下、「暴力の目撃」）の4つに関して、それぞれの体験の有無について回答を求めた。これらの体験があったとした場合には、被害の時期と相手との関係について尋ねた。被害の時期については、「小学校入学前」、「小1から小3の時」、「小4から小6の時」、「中学生の時」、「中学卒業から18歳になるまで」、「18歳から20歳まで」、「おぼえていない」の7項目から、該当するものを全て選択してもらった。相手との関係は、「友だち」、「恋人」、「先輩」、「学校の先生」、「施設の先生」、「仕事関係の人」、「同居していない親戚の人」、「親の恋人や交際相手（別居）」、「顔見知り（名前は知らない人）」、「全く知らない人」、「その他」の11項目から、該当するものを全て回答するよう求めた。なお、「その他」を項目として選んだ場合には、具体的内容を記述してもらうようにした（以下同じ）。

被虐待体験は、(a) 身体的虐待（繰り返し叩かれる、怪我する程の暴力を1回以上受けるなど）、(b) 心理的虐待（DVの目撃や心が傷つく言動などの繰り返しの体験）、(c) ネグレクト（繰り返し）、(d) 性的虐待（1回以上の性的接触や性交）の4つに関して、それぞれの有無について回答を求めた。被虐待体験が1つである場合はその体験について、また、複数の種類の被虐待体験がある場合は、最も嫌だったりつらかったりした体験（以下、「最も嫌だった被虐待体験」）を選択するよう求め、その体験の時期について、家族以外の第三者からの被害体験と同じ7項目を提示して、当てはまるものを全て選んでももらった。ここで、複数の種類の被虐待体験がある場合には、最も嫌だった体験を選んでもらって質問を続けたのは、回答者の負担を考慮したためである。さらに、最も嫌だった被虐待体験（児童虐待が1種類であった場合を含める。以下同じ。）の相手を、実父、実母、義父、義母、きょうだいなどその他から選択するよう尋ね、複数いる場合は、最も嫌だった体験の相手を答えてもらった。

最も嫌だった被虐待体験への対処に関して、まず、その体験を他者に話したことがあるかどうかについて、「言ったことがある」、「言ったことがない」、「おぼえていない」の3つから、該当する項目を1つ選択するよう求めた。「言ったことがある」を選んだ場合は、本人の話を信じてくれた人がいるかどうかについて、「いた」、「いなかった」、「わからない」の3項目から1つ選択してもらうようにした。「言ったことがない」を選んだ回答者には、その理由として当てはまるものを、次の項目から全て選んでももらった。すなわち、「たいした被害ではないと思ったから」、「自分で解決しようと思ったから」、「言うのがはずかしかったから」、「人にめいわくをかけると思ったから」、「言ってもむだだと思ったから」、「自分が悪いと思ったから」、「信じてはもらえないと思ったから」、「言う、と、仕返しなどかえってひどい目にあうと思ったから」、「その他」の9項目であった。続いて、最も嫌だった被虐待体験に対する対処について、次の17項目から当てはまるものを全て選択してもらった。まず、自他を損なう傾向がある行動による対処として、「家出した」、「自分の体を傷つけた」、「自殺しようとした」、「物を壊したり、動物にあたりたりした」、「やつあたりや嫌がらせをした」、「相手に仕返しをした」、「自分も他の人に同じようなことをした」、「酒を飲んだ」、「薬物を使用した」の9項目を提示した。次に、それ以外の対処として、「じっとがまんした」、「考えないようにした」、「部屋や家に閉じこもった」、「ほかの人に会って相談した」、「電話、ツイッター、ラインなどで相談した」、「安全な場所に行った」、「音楽を聞いたり、テレビを見たり、本やマンガを読んだりした」、「寝た」の8項目を示した。その他の対処があった場合は、内容を記述するよう求めた。

さらに、同体験時に助けてくれた人がいたかどうかについて、「いた」、「いなかった」の2項目から1つ選んでもらい、「いた」を選んだ場合には、どのような支援があったかについて、具体的に記述してもらうようにした。また、当時必要としていた大人からの支援について、次の項目から該当するものを全て選択してもらった。すなわち、「つらい体験をしていることに気づいてほしかった」、「話をきいてほしかった」、「自分の話を信じてほしかった」、「逃げられる場所がどこにあるか教えてほしかった」、「かくまってほしかった」、「いやなことをしないよう、相手をとめてほしかった」、「相手をつかまえてほしかった」、「ほうってほしかった」、「その他」の9項目である。その上で、同体験と自分の非行・犯罪との関連について、5件法（「5：そう思う」から「1：そう思わない」）で回答を求め、その回答の理由について記述するよう求めた。

18歳から20歳までの家族からの被害体験については、被虐待体験に関する質問と同時に、かつ同じ質問項目に回答してもらった。20歳以降の家族内外での被害体験は、自分の犯罪に係る体験があるか否かを尋ね、「ある」と回答した場合は、何歳時の体験か、どのような体験か、どのように自分の犯罪に係ると思うかについて記述するよう求めた。さらに、同被害体験に対する対処について、被虐待体験と同じ17項目を示し、該当するものを全て選んでもらった。

コントロール群を対象とした質問紙の構成

コントロール群を対象とした質問紙は、性別及び年齢を尋ねた後に、(a) 18歳までの被虐待体験の有無と、(b) 同体験がある場合に、当時必要としていた大人からの支援について回答を求めた。被虐待体験については、受刑者群と同様、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト及び性的虐待の4つについて、その有無を回答してもらった。また、当時必要としていた大人からの支援についても、受刑者群と同じ9つの選択肢を提示し、該当するもの全てを選択するよう求めた。

3.2.6 分析方法

回答結果の比較のため、カテゴリ変数は χ^2 検定、連続変数は分散分析を行った。被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処と、犯罪の種類、特に重大な犯罪との関連を検討するために、多重ロジスティック回帰分析を行った。その前提として、重大な犯罪とそれ以外の犯罪の2群間で χ^2 検定もしくはMann-Whitney U 検定を行い、 $p < .10$ だった項目を独立変数の候補とした。年齢は重要な変数であるため、独立変数の候補とした。多重共線性を防ぐために、項目間の相関行列表を検討し、相関係数が0.5以上の項目がないことを確認した。候補とした項目を独立変数、重大な犯罪や他の犯罪の有無を従属変数として、多重ロジスティック回帰分析を行った。変数選択法は、尤度比による変数増加法を使用した。

統計解析は、SPSS ver. 25を使用した。有意水準は5%とした。

3.3 結果

3.3.1 分析対象者の基本的属性

受刑者群の分析対象者の回答時年齢は、平均値が30.5歳 ($SD=5.3$)、中央値は31.0歳であった。男子は平均年齢30.1歳 ($SD=5.3$) で、女子は平均年齢32.3歳 ($SD=5.0$) であり、男女間で有意な差が認められた ($p < .001$)。主な罪種は、窃盗や詐欺などの財産犯（強盗などの暴力行為を伴ったものを除く）が47.3%、薬物犯が23.7%、暴力犯（暴行や傷害など相手に直接暴力を振るう犯罪と、強盗

や恐喝などの暴行又は脅迫を用いて行う犯罪)が14.2%,性犯が6.6%,交通犯を含むその他の犯罪が8.1%であった。男子では,財産犯(51.0%)が最も多く,薬物犯(17.1%),暴力犯(15.9%),性犯(7.8%)と続き,その他の犯罪は8.2%だった。一方,女子では,薬物犯が59.8%と最も多く,財産犯(27.2%),暴力犯(5.4%)が続き,その他の犯罪は7.6%で,性犯は該当者がいなかった。

入所回数の平均値は1.3回($SD=0.8$),中央値は1.0回だった。男子の入所回数の平均は1.3回($SD=0.7$),女子では1.6回($SD=0.9$)であり,男女間で有意差が認められた($p<.001$)。初発非行・犯罪年齢の平均値は20.0歳($SD=7.0$),中央値は17.0歳だった(男女間での有意差なし)。知能指数の平均値は87.1($SD=12.4$)で,中央値は88.0だった(男女間での有意差なし)。学歴は,中卒・高校中退が53.4%で,高卒以上が46.6%だった(男女で有意差なし)。犯罪傾向の進捗別では,犯罪傾向が進んでいない人(刑事施設ではA指標と呼ばれる)が78.2%,犯罪傾向が進んでいる人(B指標と呼ばれる)が21.8%であった。犯罪傾向の進捗について,男女で有意差が認められ($p<.001$),女子のほうが,犯罪傾向が進んでいる人の割合が高かった。なお,3.2.2で述べたように,本調査では受刑者群の回答欠損が90件と多かったため,調査参加者の回答欠損の有無によって知能指数に相違があるかどうかを分析したところ,有意な差は認められなかった。

コントロール群の最終分析対象者の年齢は,平均値が29.9歳($SD=4.7$),中央値は29.0歳であった。男子は平均年齢が29.7歳($SD=4.7$),女子は30.9歳($SD=4.3$)であり,男女間で有意な差は認められなかった。また,年齢について,受刑者群とコントロール群では,全体でも男女別でも,有意な差は認められなかった。

3.3.2 被虐待体験等の被害体験の状況

受刑者群の回答結果

受刑者群で,家族以外の第三者からの被害体験を有していると回答した調査参加者は,全体の59.5%(351人)だった。男女間で有意差が認められ($p=.011$),女子のほうが同体験を報告した人の割合が高かった。被虐待体験を有すると回答した人は50.3%(297人)であり,男女間で有意な差は認められなかった。なお,厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課(2007)に基づき,ネグレクトには,きょうだいなど保護者以外の家族や同居人からの被害が含まれている。被虐待体験と家族以外の第三者からの被害体験との重複を,表1にて示した。

表1 受刑者群における被虐待体験と家族以外の第三者からの被害の重複の状況

	男子 ($n=498$)	女子 ($n=92$)	合計 ($n=590$)
被虐待体験及び家族以外の第三者からの被害体験			
ともに有する者	166	45	211
被虐待体験のみ有する者	77	9	86
家族以外の第三者からの被害体験のみ有する者	119	21	140
いずれの被害体験も有していない者	136	17	153

被虐待体験と家族以外の第三者からの被害体験の両方を有するとした人は35.8%(211人)であり,いずれかの体験を有するとした人が38.3%(226人)で,いずれの体験もないとした人は25.9%(153

人) だった。家族以外の第三者からの被害体験があるとした人の割合は、被虐待体験を有するとした人では 71.0%で、被虐待体験はないとした人では 47.8%であって、両者の間に有意な差が認められた ($p < .001$)。

家族以外の第三者からの被害のうち (複数回答あり)、最も多かったのはいじめ (40.2%) で、身体的暴力 (28.8%)、暴力の目撃 (28.3%) が続き、性的被害は 15.6%であった。このうち、性的被害に関して、男女間で有意差が認められ ($p < .001$)、女子のほうが同体験を報告した人の割合が高かった。

被害体験の時期について (複数回答あり)、それぞれの該当者に占める割合で示すと、いじめは、小学校入学前が 9.7%、小 1 から小 3 の時が 27.8%、小 4 から小 6 の時が 50.2%、中学校時代が 51.9%、中学卒業から 18 歳になるまでが 17.7%、18 歳から 20 歳までが 10.5%、「おぼえていない」が 3.4% だった。身体的暴力は、小学校入学前が 7.1%、小 1 から小 3 の時が 14.7%、小 4 から小 6 の時が 20.0%、中学校時代が 50.0%、中学卒業から 18 歳になるまでが 45.6%、18 歳から 20 歳までが 29.4%、「おぼえていない」が 1.8% だった。性的被害は、小学校入学前が 7.6%、小 1 から小 3 の時が 12.0%、小 4 から小 6 の時が 16.3%、中学校時代が 28.3%、中学卒業から 18 歳になるまでが 31.5%、18 歳から 20 歳までが 23.9%、「おぼえていない」が 4.3% だった。暴力の目撃は、小学校入学前が 9.6%、小 1 から小 3 の時が 13.2%、小 4 から小 6 の時が 19.8%、中学校時代が 56.3%、中学卒業から 18 歳になるまでが 52.7%、18 歳から 20 歳までが 39.5%、「おぼえていない」が 5.4% だった。

被害体験の相手について (複数回答あり)、該当者に占める割合が 25%以上の項目あるいは多い順から 2 項目を示すと、いじめは、友だちが 74.3%で、先輩が 17.3% だった。身体的暴力は、先輩が 45.3%、友だちが 31.8%との結果だった。性的被害は、全く知らない人が 34.8%、名前を知らない程度の顔見知りか 30.4%、先輩が 27.2% だった。暴力の目撃は、先輩が 59.3%、友だちが 54.5% であった。

4 つの被虐待体験の態様の中では (複数回答あり)、身体的虐待が 35.1%と最も多く、心理的虐待は 33.6% (うち、DV の目撃以外の心理的虐待は 94.4%、DV の目撃は 51.0%) で、ネグレクト (15.3%)、性的虐待 (3.7%) と続いた。このうち、心理的虐待について、男女間で有意差が認められ ($p = .011$)、女子のほうが同体験を報告した人の割合が高かった。なお、性的虐待は回答者が少なかったため、男女間の比較を行わなかった。また、被虐待体験を報告した調査参加者では、94.9%の事例で、最も嫌だった同体験が初発非行に先行していた。

最も嫌だった被虐待体験の種類は、回答があった 295 人のなかで、心理的虐待が 41.4%と一番多く、身体的虐待が 38.3%、ネグレクトが 12.2%、性的虐待が 2.4%、その他が 1.7% だった。さらに、「全ての児童虐待」とした人が 4.1% であった。最も嫌だった被虐待体験に関して、該当すると回答した人の数が多かった心理的虐待、身体的虐待及びネグレクトの体験の時期は (複数回答あり)、まず、心理的虐待 (該当者 122 人) では、小学校入学前が 27.9%、小 1 から小 3 の時が 32.0%、小 4 から小 6 の時が 43.4%、中学生の時が 52.5%、中学卒業から 18 歳になるまでが 41.8%で、「おぼえていない」が 17.2% だった。身体的虐待 (該当者 113 人) の体験の時期は、小学校入学前が 32.7%、小 1 から小 3 の時が 38.9%、小 4 から小 6 の時が 61.9%、中学生の時が 63.7%、中学卒業から 18 歳になるまでが 38.9%で、「おぼえていない」が 12.4% だった。ネグレクト (該当者 36 人) は、小学校入学前が 33.3%、小 1 から小 3 の時が 16.7%、小 4 から小 6 の時が 36.1%、中学生の時が 44.4%、中学卒業から 18 歳になるまでが 44.4%で、「おぼえていない」が 19.4% だった。

最も嫌だった被虐待体験の相手のうち、最も嫌だった相手（相手が1人の場合は当該相手）について、回答した282人における虐待種類別の割合は、心理的虐待（回答者117人）では、多い順に、実父（49.6%）、実母（35.0%）、義父（8.5%）、義母（1.7%）であった。身体的虐待（回答者111人）の相手は、実父（47.7%）、実母（20.7%）、義父（17.1%）、義母（5.4%）の順で多かった。ネグレクト（回答者33人）の相手は、多い順に、実母（60.6%）、実父（24.2%）、義父（9.1%）で、義母は該当がなかった。その他、全員とするものや、保護者としての祖父母などが相手として報告されていた。

18歳までの被虐待体験を報告し、かつ、18歳から20歳までの家族からの被害体験も有するとした人は65人だった。また、18歳未満の被虐待体験はなく、18歳から20歳までの家族からの被害体験があるとした調査参加者は2人だった。

コントロール群の回答結果

コントロール群の分析対象者において、被虐待体験を有するとした人の割合は22.8%であり、男女間の有意差は認められなかった。4つの被虐待体験の態様の中では（複数回答あり）、身体的虐待が16.2%、心理的虐待が15.9%であり、ネグレクトは1.0%、性的虐待は0.7%だった。身体的虐待と心理的虐待で、男女間の有意差は認められなかった。ネグレクトと性的虐待は、該当するとした人が少なかったため、男女による比較は行わなかった。

被虐待体験に関する受刑者群とコントロール群の比較

被虐待体験に関する回答について、受刑者群とコントロール群での比較を行ったところ、有意差が認められ（ $p < .001$ ）、受刑者群のほうが同体験を有するとした人の割合が高かった。

3.3.3 受刑者群の被虐待体験への対処と支援者の有無

最も嫌だった被虐待体験を他者に話したことがあるかどうかについて、回答した282人のうち、「言ったことがある」が51.8%、「言ったことはない」が39.7%、「おぼえていない」が8.5%だった。「言ったことがある」とした人では、自分の話を信じてくれた人が「いた」が84.3%、「いなかった」が2.1%、「わからない」が13.6%であった。

「言ったことはない」とした人が選択した理由（複数回答あり）としては、多い順に「言ってもむだだと思ったから」（50.5%）、「言うと、仕返しなどかえってひどい目にあうと思ったから」（29.7%）、「自分が悪いと思ったから」（22.5%）、「言うのがはずかしかったから」（21.6%）、「人にめいわくをかけると思ったから」（18.9%）、「自分で解決しようと思ったから」（18.0%）、「たいした被害ではないと思ったから」（16.2%）、「信じてはもらえないと思ったから」（15.3%）であり、「その他」は15.3%だった。

次に、最も嫌だった被虐待体験への対処について、被虐待体験を報告した297人のうち半数以上が該当するとしたのは、「じつとがまんした」（56.9%）、「家出した」（51.9%）であった。さらに、「考えないようにした」（30.0%）、「音楽を聞いたり、テレビを見たり、本やマンガを読んだりした」（28.3%）、「寝た」（21.9%）、「物を壊したり、動物にあたったりした」（21.5%）、「安全な場所に行った」（20.5%）、「部屋や家に閉じこもった」（18.2%）、「やつあたりや嫌がらせをした」（17.8%）、「ほかの人に会って相談した」（13.8%）、「自分の体を傷つけた」（11.4%）、「酒を飲んだ」（10.4%）、「自殺しようとした」（9.8%）、「薬物を使用した」（9.8%）、「相手に仕返しをした」（7.7%）、「電話、ツイッター、ラインなどで相談した」（6.1%）、「自分も他の人に同じようなことをした」（4.7%）と続いた。

最も嫌だった被虐待体験時に助けてくれた人の有無について回答した 294 人のうち、「いた」とした人は 43.4%で、「いなかった」とした人は 55.6%だった。

3.3.4 当時必要としていた大人からの支援

受刑者群の回答結果

被虐待体験を報告した 297 人のうち、当時必要としていた大人からの支援に関する質問に 295 人が回答した。その結果は（複数回答あり）、多い順に、「話をきいてほしかった」が 42.0%、「つらい体験をしていることに気づいてほしかった」が 41.7%、「いやなことをしないよう、相手をとめてほしかった」が 38.3%、「逃げられる場所がどこにあるか教えてほしかった」が 25.8%、「自分の話を信じてほしかった」と「かくまってほしかった」が 18.3%、「ほうっておいてほしかった」が 8.5%、「相手をつかまえてほしかった」が 7.8%であり、「その他」が 9.2%だった。「ほうっておいてほしかった」と同時に他の支援も選択した回答者を含め、何らかの支援を必要としていたとした人は、全体の 85.4%だった。

コントロール群の回答結果

コントロール群で被虐待体験を報告した 69 人のうち、当時必要としていた大人からの支援に回答したのは 66 人であり、その回答結果は（複数回答あり）、多い順に、「ほうっておいてほしかった」が 33.3%、「話をきいてほしかった」が 31.8%、「つらい体験をしていることに気づいてほしかった」が 22.7%、「いやなことをしないよう、相手をとめてほしかった」が 18.2%、「逃げられる場所がどこにあるか教えてほしかった」が 16.7%、「自分の話を信じてほしかった」が 9.1%、「かくまってほしかった」が 3.0%であり、「その他」が 10.6%だった。「相手をつかまえてほしかった」を選択した人はいなかった。「ほうっておいてほしかった」と同時に他の支援も選択した回答者を含め、何らかの支援を必要としていたとした人は 68.2%だった。

受刑者群とコントロール群の比較

被虐待体験当時、大人から何らかの支援を必要としていたか否かについて、受刑者群とコントロール群で比較を行ったところ、有意差が認められ、受刑者群のほうが支援を必要としていたと回答した人の割合が高かった ($p = .002$)。

3.3.5 受刑者群における、被虐待体験と非行・犯罪との関連の認識

被虐待体験と非行・犯罪の関連についての認識を分析するため、被虐待体験を有すると回答した 297 人のうち、最も嫌だった被虐待体験の時期が、初発非行・犯罪の時期よりも後だったと判断された場合と、両者の時期的前後関係が不明だった計 15 人を除外し、分析を行った。回答の平均値は 2.9 ($SD = 1.4$) だった。両者の関連が低いとした人は、その理由として、非行や犯罪をするのは「自分の責任」であるとの回答や、被虐待体験を非行や犯罪の理由にするのは「言い訳」であるとするものが目立った。関連性が高いと回答した人は、その理由を、たとえば、被虐待体験を通して「自分を大事にできなくなった」としたり、同体験をきっかけに「家出をして、そこから悪いことをするようになった」などと記述したりしていた。

3.3.6 受刑者群の 20 歳以降の家族内外での被害体験の状況と対処

20 歳以降の家族内外での被害体験で、自分の犯罪に関係するものがあるか否かの質問に回答した 575 人のうち、該当する体験があると回答したのは 133 人 (23.1%) であった。そのうち、時期や内容

の記述がなかったものや、人との別れなど被害体験に含まれないものを除き、94人（男子が65人、女子が29人）の回答を成人期の被害体験として計上した。それらの回答は、内容に基づいて、「職場でのハラスメント」、「暴力被害・強要」、パートナー間の「親密な関係での葛藤」、夫婦を除く「家族内葛藤」、「親密な関係での暴力」、「搾取・裏切り」、「その他のハラスメント」に分類された。男子では、「職場でのハラスメント」と「家族内葛藤」がそれぞれ16人と最も多く、「暴力被害・強要」が11人、「その他のハラスメント」と「搾取・裏切り」がそれぞれ8人、「親密な関係での葛藤」が5人、「親密な関係での暴力」が1人だった。女子では、「親密な関係での暴力」が14人と最も多く、「暴力被害・強要」と「家族内葛藤」がそれぞれ5人、「親密な関係での葛藤」が3人、「職場でのハラスメント」と「搾取・裏切り」がそれぞれ1人で、「その他のハラスメント」は該当がなかった。

同被害体験に対する対処（複数回答あり）は、成人期の被害体験として計上された94人のなかで、多い順に、「じつとがまんした」(56.4%)、「薬物を使用した」(33.0%)、「考えないようにした」(27.7%)、「音楽を聞いたり、テレビを見たり、本やマンガを読んだりした」(25.5%)、「酒を飲んだ」(23.4%)、「ほかの人に会って相談した」(23.4%)、「寝た」(22.3%)、「家出した」(21.3%)、「自殺しようとした」(20.2%)、「部屋や家に閉じこもった」(20.2%)、「安全な場所に行った」(13.8%)、「自分の体を傷つけた」(11.7%)、「電話、ツイッター、ラインなどで相談した」(11.7%)、「相手に仕返しをした」(10.6%)、「物を壊したり、動物にあたりたりした」(9.6%)、「やつあたりや嫌がらせをした」(9.6%)、「自分も他の人に同じようなことをした」(6.4%)であった。

3.3.7 被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処と、犯罪の種類に関連

被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処が犯罪の種類に及ぼす影響を検討するため、受刑者群で被虐待体験を有すると回答した297人のうち、財産犯群、暴力犯群、薬物犯群、性犯群以外の、その他の犯罪群に含まれた27人を、分析対象から除外した。さらに、そのなかで、最も嫌だった被虐待体験の時期が、初発非行・犯罪の時期よりも後だったと判断された場合と、両者の時期的前後関係が不明だった計13人を除外した結果、257人が分析対象の候補となった。内訳は、財産犯群が132人、暴力犯群が47人、薬物犯群が60人、性犯群が18人だった。

さらに、この257人のうち、重大な犯罪をした人を抽出した。重大事犯について、たとえば、法務省法務総合研究所(2010)は、殺人、傷害致死、強盗、強姦(現・強制性交等)及び放火と定義している。本研究では、相手に直接暴力を振るう、殺人、傷害致死、強盗及び強制性交等を重大事犯とした。重大事犯者は39人であり、全員が男子だった。

なお、入所回数は、財産犯群、暴力犯群、薬物犯群、性犯群には複数回の者が含まれていたが、重大事犯者は全員が初回入所者であり、犯罪傾向が進んでいない者(A指標)が37人、犯罪傾向が進んでいる者(B指標)が2人であった。

重大事犯者に関する分析結果

重大事犯者が男子のみで構成されていたため、分析対象者から女子を除外し、男子208人を最終的分析対象とした。そして、重大事犯者であるか否かの2群間において、被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処について、単変量解析を行った。その結果、心理的虐待、家族以外の第三者からの身体的暴力と性的被害、被虐待体験への対処としての「家出した」、「考えないようにした」と「音楽を聞いたり、テレビを見たり、本やマンガを読んだりした」が独立変数の候補となった。これ

らの項目と年齢を独立変数とし、重大事犯者か否かを従属変数として、多重ロジスティック回帰分析を行った。結果を表2にて示した。

表2 多重ロジスティック回帰分析の結果 (重大犯)

	偏回帰 係数	オッズ比	95%信頼区間		有意確率 (<i>p</i>)
			下限	上限	
家族以外の第三者からの性的被害	-2.13	0.12	0.02	0.96	.046
心理的虐待	1.41	4.11	1.67	10.15	.002
「家出した」	-1.16	0.31	0.14	0.69	.004
「考えないようにした」	-1.52	0.22	0.08	0.62	.004
定数	-1.41	0.24			.000

モデル χ^2 検定 $p < .001$

判別の中率 80.2%

心理的虐待 (受けていること)、家族以外の第三者からの性的被害 (受けていないこと)、被虐待体験に対して“「家出する」対処をしない”こと、“「考えないようにする」対処をしない”ことが、重大事犯者であることと関連する要因として抽出された。モデル χ^2 検定の結果は、 $p < .001$ で有意だった。判別の中率は80.2%と高く、Nagelkerkeの R^2 値は0.23だった。実測値に対して予測値が $\pm 3SD$ を超えるような外れ値はなかった。モデルから推定された予測確率を使用して Receiver Operating Characteristic 曲線を作成し、曲線下の面積 (area under the curve, AUC) を求めたところ、0.76 (95% CI: 0.68, 0.83, $p < .001$) であり、中程度の精度であった。

財産犯群, 暴力犯群, 薬物犯群及び性犯群に関する分析結果

財産犯群, 暴力犯群, 薬物犯群及び性犯群 (性犯群は男子のみ) のそれぞれについて、そうであるか否かの2群間で、被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験の対処に関して、単変量解析を行った。候補となった変数と年齢を独立変数とし、それぞれの犯罪群に属するか否かを従属変数として、多重ロジスティック回帰分析を行った。しかし、統計的に有意なモデルを得ることができなかった。

4 研究II 重大事犯者を対象とした被虐待体験等の被害体験に関する面接調査

4.1 目的

重大事犯者を対象に面接調査を行い、研究Iで得られた、被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処のうち重大事犯者に関連する要因が、その語りの中にどのように表れるかを検討する。さらに、当時必要としていた大人からの支援を把握するとともに、被虐待体験が反社会的行動化にどのように影響するかを明らかにする。

4.2 方法

4.2.1 調査参加者と分析対象者

次の条件を満たす人を調査対象者とした。すなわち、(a)A 刑務所に収容されている20歳以上40歳未満の男子受刑者 (研究Iと同様、重篤な精神疾患や身体疾患を有するなど医療措置優先の者と、来

日外国人を除く)で、(b)3年以上在所しており、(c)本調査への参加にあたってインフォームド・コンセントが得られた人である。入所後3年以上経過している人を条件としたのは、刑が確定し受刑生活が始まってしばらくの間は、新たな生活上のルールを覚え、所内の人間関係や刑務作業に適応することに時間が費やされ、自らを省みる時間的かつ心理的な余裕が乏しいと考えられたためである。そこで、刑務所入所後、落ち着いて過去を振り返ることができるようになりうる期間が経過していること、具体的には、3年以上受刑生活を送っていることを条件とした。

2018年4月1日時点で調査対象者の基準を満たす受刑者の中から、A刑務所の心理技官である調査者(女性)が、無作為に調査候補者を抽出した。刑務所内の独立した面接室において、調査者が、本調査に関する説明文書を調査候補者に渡し、文書及び口頭による説明を行った。本調査の目的、当該受刑者が調査候補者として選ばれた方法及び理由、調査への参加は本人の自由意思によること、研究に参加しない場合でも不利益を受けることはないこと、特に刑事施設での生活、保護観察所による生活環境調整ならびに仮釈放等の審査などで一切不利益を受けることはないこと、個人情報保護のための配慮、一旦同意した場合でも不利益を受けることなくいつでもこれを撤回できることを、文書及び口頭で説明して同意を得た。調査者が調査について説明を行った受刑者31人のうち、28人から同意が得られた。全員が、刑事施設初回入所者で、かつ犯罪傾向が進んでいない者(A指標)だった。

調査参加者28人のうち、殺人、強盗致死傷、傷害致死、強制性交等などの重大事犯者であり、かつ、被虐待体験を有している人は、18人であった。被虐待体験の有無(及び種類)の判断は、刑務所が保管する公的記録に基づいた。本研究の目的は、被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処が、どのように重大事犯に関連するかを明らかにすることであるため、上記の18人を対象に分析を行うこととした。

分析対象者の平均年齢は、32.8歳であった。また、知能指数が70以下の調査参加者が1名いたが、刑務所で生活する上での支障はなく、実際、面接時においても意思疎通に特段の問題は認められなかった。全員が、刑期8年以上の受刑者であった。

4.2.2 調査時期

調査時期は2018年4月から同年10月末日までだった。

4.2.3 調査の手続き

調査方法として、半構造化面接を実施した。上記のように、調査者はA刑務所の心理技官であり、調査参加者のうち数名と面識があったが、受刑者の生活指導は担当しておらず、成績評価に権限を有していない。このような調査者の職務上の立場を、調査に関する同意取得時に説明した。面接は、調査参加者の了解を得て、ICレコーダーによって録音をした。なお、面接者バイアスを避けるため、調査者は、研究Iの分析結果を知らない状態で面接調査を行った。面接場所は、前述の刑務所内の独立した面接室であり、面接時間は1回70分から120分だった。事実関係の再確認が必要な事例や、調査参加者の発言の内容を適切に把握するために再面接の実施が必要だと判断した場合などには、本人に再度了解を得た上で、2回目の面接を実施した。また、調査参加者から、面接の内容を補足したいと申し出がなされ、再度面接を実施した事例もあった。なお、本調査内容が、調査参加者の過去の体験を想起させ、不安などのネガティブな感情を引き起こしうるものであることから、調査参加者の心情の安定を図るため、面接終了後に、現在の受刑生活の話をするなどのクールダウンの時間を設けた。

本調査は、千葉大学教育学部生命倫理審査委員会及びA 刑務所長の承認を得て行われた。

4.2.4 質問内容

質問項目は、大きく、(a) 非行や犯罪に至るまでの生活史、(b) 被虐待体験等の被害体験の有無、態様、時期、期間及び相手、(c) 被虐待体験への対処、(d) 被虐待体験当時、助けてくれた家族以外の大人の存在、(e) 当時、援助を求めたか、(f) 当時、必要としていた大人からの支援からなる。このうち、(b) と (c) については、適宜、研究Iで使用した質問紙の項目を参照した。また、(d) から (f) は、質問に対して直接回答を求める形式で調査を行った。

調査参加者の基本的属性は、刑務所が保管する記録に基づいて調査者が調査した。

4.2.5 分析方法

分析対象者 18 名の面接の音声データの文字起こしを行い、逐語記録を作成した上で、公的記録に基づき、また、分析対象者の語りも確認しながら、被虐待体験の種類を整理した。家族以外の第三者からの被害体験については、公的記録を参照しつつ、本人の語りを踏まえて整理した。質問への直接的な回答を求めた、(d) 被虐待体験当時、助けてくれた大人の存在、(e) 当時、援助を求めたか、(f) 当時、必要としていた大人からの支援については、回答ごとに該当する分析対象者の人数を計上した。さらに、逐語記録から、各分析対象者の、被虐待体験等の被害体験や被虐待体験への対処が反社会的行動化に与えた影響に関する発言を、文章単位（1 から 3 文程度）で抜き出した。その結果、248 個の発言が抽出された。KJ 法（川喜田、1967、1970）を用いて、意味が近い発言をグループ化し、ラベルをつけた。さらに、ラベルを記載したカードに同様の作業を行い、最終的なグループを構成し、表札をつけた。以上の作業を、第一著者と第二著者が独立して行った。評定者間の一致率は 82.0%であり、十分な妥当性が示された。なお、評定が一致しない項目については、評定者間で協議の上で分類した。

4.3 結果

4.3.1 被虐待体験等の被害体験の種類

分析対象者 18 人の被虐待体験（複数回答あり）は、心理的虐待が 16 人と最も多く（うち 15 人は DV の目撃以外の心理的虐待、8 人は DV の目撃を経験）、身体的虐待が 12 人、ネグレクトが 9 人だった。性的被害を報告した人はいなかった。全ての事例で、被虐待体験が初発非行・犯罪に先行していた。

家族以外の第三者からの被害体験（複数回答あり）があると回答した調査参加者は 13 人であり、12 人がいじめ、12 人が身体的暴力、7 人が暴力の目撃を体験したとした。性的被害を報告した人はいなかった。このうち、公的記録によって被害体験が確認できた事例は、いじめが 6 人、身体的暴力が 2 人、暴力の目撃が 0 人であった。

4.3.2 被虐待体験への対処

KJ 法により抽出されたグループの表札、発言例及び該当者数を表 3 で示した。編成されたグループに下位グループがある場合、回答者が重複することがあるが、ここでは、分析対象者 18 人中の該当者実人数を示した。なお、以下、結果の呈示にあたっては、個人情報保護のため、発言者の特定につながる情報は削除した。合計で 9 つのグループが編成された。

「逃避する」は、調査参加者のうちの該当者実人数が 11 人と最も多く、これは更に「逃げる」と

表3 被虐待体験への対処に関する KJ 法の結果

グループの 表札	発言例	該当 者数 <small>注1)</small>
逃避する		11人
逃げる	<ul style="list-style-type: none"> ・とにかく逃げる癖がついたというか、嫌なことに対して立ち向かわない。 ・これまで生きてきて逃げ癖がついちゃってて、苦しいこととか、嫌なことがあると、まず逃げようとしちゃう。 	(6人)
避ける	<ul style="list-style-type: none"> ・(親の) 視界に入らないようにじゃないけど、(自分が) いなくなるんです。 ・(親が) 機嫌が悪い時には近づかない。 	(5人)
考える		9人
自殺を考え る	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺に関して何度も考えた時期はあったんです。けど実行しなかったのは、ちょっと悔しいという気持ちもありました。 ・自殺しようとはしたな、1回。もう終わらせようかなと思って。でも何もできなかった。 	(4人)
理由や状況 を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・人の家族と自分の家族の差を見たかったですね、なんで自分はこんなに殴られてるんだろうとか。 ・なぜ自分がこうなっているのか、理由を考えていた。 	(3人)
他罰的/敵 対的に考え る	<ul style="list-style-type: none"> ・10代の頃は、もう周りが悪いんだって考えていました。 ・(親に) 殺意あるくらいに。自分としては、いつかは何かやってやろうかなというのは、正直ところあった。 	(3人)
自分を責め る	<ul style="list-style-type: none"> ・つらい思いをした時、小さい時は、そのままもう全部自分がいけないんだというあれ(考え) でいたんですけど。 ・自分がいけないのかというのは、本当に常につきまとっていました。 	(2人)
家から離れようとする		9人
家を離れて 近くにいる	<ul style="list-style-type: none"> ・夜ずっと徘徊してたんですよ。家の周りをぐるぐる歩き回ってるんですよ。 ・家を少し離れて遅く帰ってくるというか。家出と違うけど、家を離れた。 	(4人)
家出する	<ul style="list-style-type: none"> ・ある日、自分の中で、家出るなら今かなというのがあったんですよ、夜中に。で、いくらか金を持ち出して(家出した)。 ・嫌なことがあった時は、家出したこともある。 	(3人)
家出を試み るができな い	<ul style="list-style-type: none"> ・正直、家出はしました。家出はしたんですけども、結局、行く場所がないんですよ。家に戻るしかなかった。 ・家出しようと思って家を出たんですよ。でも行く場所がなかったんで、すぐに家に戻ってきちゃったんですよ。 	(3人)

八つ当たりをする		8人
人に当たる	<ul style="list-style-type: none"> ・親がいないところで、自分の中のもやもやが爆発して、ちょっと手あげたりしちゃったこともあったりした。 ・小学校の時も何か言われたから、むかつくから、ひっぱたいたり。あとは中学校の時も。 	(5人)
物に当たる	<ul style="list-style-type: none"> ・大きい物を壊すとかはなかったですけど、小さい物とかに当たっている感じですね。 ・物を壊したり、自分の物とか壊したりとか。 	(4人)
我慢する	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ我慢して、誰にも言わず耐えてはいました。逃げることもできませんでしたから。 ・耐える。そうですね。発散のしようがないから。 	7人
閉じこもる	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋に閉じこもった。自分の避難場所が部屋という感じだったんですね。 ・部屋に入ってこないように、部屋に鍵がかかるようにしたりとか。 	4人
音楽を聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・（声が）聞こえないくらいに音楽のボリュームを上げて聞いているみたいな感じ。 ・音楽を聞いたりとかした。 	3人
考えないようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ気が紛れればよかった。目的も全然なくて、ずるずるしてました。 ・考えないようにした。 	2人
相談する	<ul style="list-style-type: none"> ・電話で相談したのもある。 ・他の人に会って相談したりした。 	2人
自分を傷つける	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の感情がすごく爆発しそうになった時に、自分の身体を傷つけた。 	1人

注2)

注1) () 内は下位グループの該当者数を示す（重複回答あり）。

注2) グループ化できないラベル。

「避ける」が下位グループであった。「逃げる」の発言例としては、「嫌なことに対して立ち向かわない。」「嫌なことがあると、まずは逃げようとしちゃう。」など、困難だったり嫌だったりする現実からの逃避傾向を示すものが多かった。また「避ける」の発言例として、「（親の）視界に入らないようにじゃないけど、（自分が）いなくなるんです。」や「（親が）機嫌が悪い時には近づかない。」など、虐待者の存在や様子を察知し、予測される悪い状況を回避する様子が語られていた。

「考える」の該当者実人数は9人で、下位グループは、「自殺を考える」、「理由や状況を考える」、「他罰的／敵対的に考える」、「自分を責める」であった。ここには、「他罰的／敵対的に考える」の発言例にあるように、他者に対して攻撃的な考えをする人や、「自分を責める」や「自殺を考える」のように自分に攻撃を向ける方向に考えていく人がいたと同時に、「なぜ自分がこうなっているのか」と、同体験の「理由や状況を考え」続けていた人も含まれていた。

「家から離れようとする」は、該当者実人数は9人で、下位グループは「家を離れて近くにいる」、

「家出する」、「家出を試みるができない」であった。ここには、「家を離れて近くにいる」の発言例である「夜ずっと徘徊してたんですよ。家の周りをぐるぐる歩き回ってるんですよ。」が示すように、家は出たものの、家から遠く離れることはできなかった状況や、家出を試みたが行く場所がなく「家出を試みるができない」場合も含まれ、その帰結は様々だった。

「八つ当たりをする」(該当者実人数8人)は、「人に当たる」と「物に当たる」が下位グループだった。さらに、「我慢する」、「閉じこもる」、「音楽を聞く」、「考えないようにする」、「相談する」が続いた。「自分を傷つける」は、グループ化できない、いわゆる「一匹狼」(川喜田, 1970, p.62)であった。

4.3.3 被虐待体験当時、助けてくれた家族以外の大人の存在

被虐待体験当時、助けてくれた家族以外の大人については、「助けてくれた人がいた」としたのは6人で、「助けてくれた人はいなかった」と回答したのが12人だった。「助けてくれた人がいた」とした人が挙げた相手(複数回答あり)は、学校教員(5人)、少年時代の保護司など援助職(3人)、友人の親や近所の人(3人)だった。「助けてくれた人はいなかった」との回答のなかには、周囲は気づいていた様子と思われるが、援助されることがなかったとした場合や、児童虐待を受けていることを周囲に全く気づかれていなかったとの内容が含まれていた。

4.3.4 被虐待体験当時、援助を求めたか否か

被虐待体験当時、援助を求めたかどうかについては、「援助を求めた」と回答した人は1人だった。他の17人のうち、「援助を求められなかった」とした人が9人で、「援助は求めなかった」と答えた人が4人だった。「援助を求められなかった」と回答した人が理由として挙げたのは(複数回答あり)、「弱みを見せたくない」(5人)、「人が信用できない」(3人)、「相手の反応に対する不安」(3人)、「虐待者が怖かった」(2人)、「話すことが苦手」(2人)だった。これらの理由の多くは、たとえば、「身近な親が信用できないから、人が信用できない。」、「親から(第三者に)言わないように言われていたから、言えなかった。」、「人を頼って裏切られるのが怖い。」など、被虐待体験の影響の一環として語られていた。また、「援助を求められなかった」とした人のなかには、自らの被虐待体験について語るができる相手自体がいなかったと述べた人が含まれていた。一方、「援助を求めた」人の具体例としては、指導や支援を受けていた保護司などの援助職に、何か困ったことがあれば相談に来るようにと言われていたことから、被虐待体験について自ら相談し支援を求めた人などがいた。

4.3.5 被虐待体験当時、必要としていた大人からの支援

被虐待体験当時に必要としていた大人からの支援を尋ねたところ、「話を聞いてほしかった」(4人)、「自分を保護してほしかった」(4人)、「自分が辛い思いをしていることに気づいてほしかった」(2人)、「自分の話を信じてほしかった」(2人)、「相手を止めてほしかった」(2人)、「まともにしつけてほしかった」(2人)、「放っておいてほしかった」(2人)、「強引にでもかかわってほしかった」(1人)、「親の問題を自分に教えてほしかった」(1人)、「生きる意味を教えてほしかった」(1人)との回答(複数回答あり)が得られた。「放っておいてほしかった」とのみ回答した人は1人であり、また、支援は不要だったとした人は1人だった。

このうち、「話を聞いてほしかった」の理由として、「自分の体験を第三者に自ら話すことは難しいが、『どうしたの?』などと一言声を掛けてもらえたら、それをきっかけに話すことができたかもし

れない」などが挙げられていた。また、「親の問題を自分に教えてほしかった」と回答した人は、その理由として、「子どもにとって、自分の家庭が全ての基準であり、周囲から一般的な家庭の状況との違いを指摘されなければ、自分が置かれている環境が他と違うことに気付かず、自分が悪いと思いつけることになるから」との趣旨の発言をしていた。加えて、「生きる意味を教えてほしかった」と回答した人は、同じような被虐待体験を有し、互いの心情を共感的に理解できるような人からの支援が必要だったと語った。

4.3.6 被虐待体験が反社会的行動化に与えた影響

被虐待体験が反社会的行動化に与えた影響について、KJ法によって編成されたグループと表札、発言例及び該当者数を、表4で示した。合計で5つのグループが編成された。

表4 被虐待体験の反社会的行動化への影響に関するKJ法の結果

グループの表札	発言例	該当者数
溜め込んだ感情が爆発	<ul style="list-style-type: none"> ・自分、結構、溜め込んでしまうような性格で、そういうのが積もり積もって、爆発してしまったというか、暴力になって。 ・幼い頃から、心の中に不満とか怒りとか憎しみとかがどんどん溜まっていて、ある時、それに耐えられなくなった。 	5人
困難から逃避しての非行・犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・そこにいたくなかった。家にいたくないから、いないから、そういう時に悪いことをするじゃないですか。 ・現実から逃れたいというか、逃避というか、もしかしたら現実逃避（で行動化した）。 	4人
暴力を正当化	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身、言って分からない奴は殴るしかないってやられてきたほうだし、こういうやり方が普通だって部分もあった。 ・自分が暴力でやられてて、暴力でやれば、その場は強くなれるという感情があって。 	4人
自暴自棄からの非行・犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・自暴自棄になって、生きてても仕方ないくらいに思ってた、だったら、何か変えられるならって、そっち（非行・犯罪）にいったかった。 ・もう切れちゃったというのがありますよね。やってらんねえって。だったらこんな所（家）にいねえからって、徹底的に行くぞって。 	4人
不良仲間の承認を求めての非行・犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・（仲間と非行・犯罪をしたのは）必要とされたかったのかな。自分の存在意義がなかったというのが一番大きかったのかなと思う。^{注)} ・（仲間の誘いを）断って孤立しちゃうのも怖かったのかなと思うんですよね。一人になっちゃうのが嫌だったのかなと。^{注)} 	2人

注) 別の箇所で、親との関係で、認められなかったり、孤独だったりしたとの語りがあ

「溜め込んだ感情が爆発」は、該当者が5人と最も多かった。「自分、結構、溜め込んでしまうような性格で、そういうのが積もり積もって、爆発してしまったというか、暴力になって。」との発言例にあるように、被虐待体験を代表とする被害体験によってこれまで溜め込んでいた否定的な感情が、何かの引き金によって爆発して外に向かい、本件に繋がった経緯などが語られた。

次が、「困難から逃避しての非行・犯罪」、「暴力を正当化」、「自暴自棄からの非行・犯罪」（該当者各4人）だった。さらに、「不良仲間の承認を求めての非行・犯罪」（該当者各2人）が続いた。「困難から逃避しての非行・犯罪」は、「現実から逃れたいというか、逃避というか、もしかしたら現実逃避（で行動化した）。」との発言例にあるように、困難な現実からの逃避や、それを打開するための手段として、非行・犯罪が行われていた。「暴力を正当化」については、親から身体的暴力を受け、親のその行為の問題性について周囲から指摘されることがなく、本人自身がしつけとして受け止めていたことも影響し、暴力による問題解決に対する違和感が乏しく、正当化されていたことなどが語られた。「自暴自棄からの非行・犯罪」は、「自暴自棄になって、生きてても仕方ないくらいに思っていて、だったら、何か変えられるならって、そっち（非行・犯罪）にいつちやった。」との発言例にあるように、目的や希望を失っていた状況と、そこから非行・犯罪に至った様子が述べられていた。「不良仲間の承認を求めての非行・犯罪」は、「必要とされたかったのかな。自分の存在意義がなかったというのが一番大きかったなと思う。」など、周囲の承認によって自己の価値を確認しようとしていたことや、孤立への恐れを背景にした発言がなされていた。

5 考察

本研究は、次の三点を目的とした。第一の目的は、比較的若年の受刑者における、被虐待体験等の被害体験の状況、被虐待体験への認識や対処などを把握することであった。第二の目的は、被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処が、犯罪の種類、特に重大な犯罪とどのように関連するかを探索的に分析し、また、被虐待体験時に必要としていた大人からの支援などを明らかにすることだった。本研究の第三の目的は、重大な犯罪につながりうるリスクの低減と、重大な犯罪をした人の再犯防止のための処遇上、求められる観点を論じることであった。

以上の目的のために、本研究では、40歳未満の受刑者を対象に、被虐待体験等の被害体験に関する質問紙調査と面接調査を実施した。また、被虐待体験の有無と、ある場合には、当時必要としていた大人からの支援に関して、コントロール群である犯罪のない一般群にも質問紙調査を行い、受刑者群との比較分析を加えた。

以下、これらの目的に沿って、考察を行っていく。

5.1 比較的若年の受刑者における被虐待体験等の被害体験の状況について

研究Ⅰの質問紙調査の結果、受刑者群の50.3%が被虐待体験を、59.5%が家族以外の第三者からの被害体験を有すると回答したことが明らかとなった。また、コントロール群を対象とした調査結果から、被虐待体験を有するとした人の割合は、22.8%であったことが示された。分析の結果、受刑者群とコントロール群で有意な差が認められ、受刑者群のほうが、被虐待体験を有すると回答した人の割合が高かった。

一般市民の被虐待体験について、法務省法務総合研究所（2003）は、回答者2,862人のうち、児童

虐待に相当する保護者からの被害体験を回答した人の割合は、21.7%だったことを示した。法務省法務総合研究所（2003）の結果と、本研究のコントロール群の結果は近似していた。また、非行少年の被虐待体験について、1で述べた通り、少年院在院者を対象にした羽間（2018）では、分析対象者の60.1%が被虐待体験をもつとしたことが示された。以上から、比較的若年の受刑者で被虐待体験を有するとした人の割合は、少年院在院者よりは少ないものの、犯罪のない一般群と比較すると高いことが明らかとなった。本研究で見出された成人犯罪者における被虐待体験の高さは、前述のアメリカで実施された研究結果と一致していた。さらに、受刑者群では、被虐待体験を有するとした人のほうが、同体験がないとした人よりも、家族以外の第三者からの被害体験の割合が有意に高く、被虐待体験があるとした人の被害の重複が示された。

加えて、最も嫌だった被虐待体験の時期に関する結果からは、該当人数が少なかった性的虐待を除き、3つの被虐待体験いずれにおいても、中学生の時に受けていた人が最も多かった。同時に、小学校入学以前など、被虐待体験が発達早期に始まっている人が、3つの被虐待体験いずれでも回答者の25%以上を占めるなど、少なくないことが見出された。

5.2 被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処と、犯罪の種類との関連について

被虐待体験等の被害体験の種類や被虐待体験への対処が、犯罪の種類とどのように関連するかについて、研究Ⅰの結果、重大事犯者であることに、心理的虐待（受けていること）、家族以外の第三者からの性的被害（受けていないこと）、被虐待体験に対して“「家出する」対処をしない”こと、“「考えないようにする」対処をしない”ことが、有意に関連する要因であることが明らかとなった。

これらの要因を中心に、研究Ⅱの結果を見ると、まず、研究Ⅱの分析対象者では、家族以外の第三者からの性的被害を報告した人はいなかった。被虐待体験では、心理的虐待が全18人のうち16人と最も多く、そのほとんどを占めた。研究ⅠとⅡでは分析対象者の数に大きな差があるため統計的な比較はできないが、研究Ⅰでは身体的虐待が35.1%と最も多く、心理的虐待が33.6%であったことを考慮するなら、研究Ⅱの調査参加者における心理的虐待の多さは特徴的だと言える。被虐待体験への対処に関しては、4.3.2及び表3で示したように、まず、「家から離れようとする」は該当者実人数が9人であり、全体の半数を占めた。しかし、その下位グループには、「家を離れて近くにいる」の該当者4人と「家出を試みるができない」の該当者3人が含まれ、家を出て戻らないという本来の意味での「家出」をした人は3人であった。研究Ⅰで、「家出する」を選択した人が半数以上いたことを踏まえると、研究Ⅱで「家出」を対処の方法としていた人は多くないと言える。また、研究Ⅰで三番目に多かった「考えないようにする」対処に関しては、研究Ⅱでは該当者が18人中2人と少なく、反対に、「考える」対処をしていた人（該当者実人数）が9人であって、つまり、“「考えないようにする」対処をしない”人のほうが多かった。つまり、研究Ⅰで、重大事犯者であることに影響を与えるとして抽出された4つの要因、すなわち、心理的虐待（受けていること）、家族以外の第三者からの性的被害（受けていないこと）、被虐待体験に対して“「家出する」対処をしない”こと、“「考えないようにする」対処をしない”ことは、研究Ⅱの調査参加者の特徴としても表れていた。

5.3 被虐待体験当時、助けてくれた大人の存在、援助を求めたか及び必要としていた大人からの支援について

研究Ⅰでは、被虐待体験があるとした人に、最も嫌だった被虐待体験当時助けてくれた人がいたか

を、大人に限定せずに尋ねたが、「いなかった」とした人は回答者の半数以上だった。同体験について他者に言ったことがあるか否かに関しては、「言ったことがある」人が半数以上だったが、4割程度の回答者が「言ったことはない」としていた。「言ったことがない」人の理由としては、「言ってもむだだと思ったから」が半数以上を、「言うと、仕返しなどかえってひどい目にあうと思ったから」が約3割を占めており、話したとしても事態は好転しないとの諦めの思いのほか、その体験の相手を恐れる感情が、理由として多く選択された。さらに、研究Ⅰの結果、当時、何らかの大人からの支援を必要としていたと回答した人は、受刑者群では85.4%であり、コントロール群では68.2%と、それぞれその半数を超えていた。ただし、コントロール群よりも、受刑者群のほうが、支援を求めている人の割合が有意に高かった。この背景に、両群における状況の困難さに相異があることも考えられなくはないが、研究Ⅰでは、被虐待体験の詳しい内容やその当時の事情に関する質問はしていないため、こうした可能性を検討できない。いずれにせよ、以上の結果は、受刑者群における、より高い支援ニーズの存在を示すものであった。

研究Ⅱの結果では、助けてくれた大人がいたとした人は全体の1/3であり、被虐待体験を有しながらも、周囲の大人からの支援が届いていなかったと受けとっていた人が多いことが示された。さらに、自ら援助を求めた人は1人で、「援助を求められなかった」人が半数を占めた。「援助を求められなかった」人は、その理由として、被虐待体験の影響に言及していた。他方、「援助は求めなかった」人も含めて、支援は不要だったと述べた人は1人しかいなかった。

まとめると、本研究の受刑者群においては、被虐待体験当時、周囲からの支援が得られなかったと認識している人が少なくなく、また、自ら援助を求める行動をとらなかった、あるいはとることができなかった背景には、被虐待体験が影響していた可能性があり、実際には、その多くが支援は求めていたということが明らかとなった。

5.4 被虐待体験が反社会的行動化に与えた影響

研究Ⅱの結果、被虐待体験が反社会的行動化に与えた影響として、「溜め込んだ感情が爆発」、「困難から逃避しての非行・犯罪」、「暴力を正当化」、「自暴自棄からの非行・犯罪」、「不良仲間の承認を求めての非行・犯罪」の5つのグループが得られた。

これらの結果について、5.2で考察した重大事犯者であることに影響を与える4つの要因のうち、研究Ⅱで該当者がいなかった家族外での性的被害を除いた3要因（心理的虐待の多さ、被虐待体験への「家出する」対処の少なさ及び「考えないようにする」対処の少なさ）と、これまでの議論を踏まえ、考察を加える。上記の3つの要因からは、たとえば、心理的に傷つき、虐待的環境を出ることをせずに、あるいはそうした環境から出ることができずに、被虐待体験を考えてしまう子どもの状況が示唆される。Herman (1992 中井訳 1999) は、「心的外傷の核心は孤立と無援である」(p.309)と指摘した。表3にあるように、虐待的環境から逃げられずに耐えたり、家を出たとしてもそのまわりから離れられず、あるいは行き場がなく家に戻るしかなかつたりするなら、孤立無援感は更に強まると考えられる。加えて、表3で示したように、被虐待体験に対する「考える」対処の4つの下位グループのうち、「理由や状況を考える」以外の、「自殺を考える」、「他罰的／敵対的に考える」及び「自分を責める」は、自他への攻撃的思考を内容とする。また、4.3.4で述べた通り、「援助を求められなかった」人が、その理由を「身近な親が信用できないから、人が信用できない」と語るなど、被虐待体

験による強い対人不信感をもつことが示された。被虐待体験への「考える」対処、特に自他への攻撃的思考は、自分を含めた世界への不信感をより一層高める可能性があると言える。

このように強化された孤立無援感や不信感が、すでに取り上げた支援者の乏しさ、支援を希求しつつも、援助を求められない、あるいは求めない状況と更に結びつくなら、最終的に、「溜め込んだ感情が爆発」、「困難から逃避しての非行・犯罪」、「自暴自棄からの非行・犯罪」につながりうることは、比較的容易に想定できる。また、支援者に恵まれず、たとえば、自己を省みる機会が乏しかったとき、被虐待体験によって「暴力を正当化」し、暴力的行為に抑止がかかりにくくなることも起こりえる。さらに、表4で示した、親との関係の問題性から、自己価値を感じられず寂しさを抱え、「不良仲間の承認を求めて非行・犯罪」に至るプロセスは、非行少年に比較的好く見られるパターンと共通している。特に、研究Ⅱの調査参加者全員が刑事施設初入者で、かつ犯罪傾向が進んでいない者であったことを踏まえると、犯罪傾向の進んだ者に比べ、被虐待体験と犯罪の関連はより深いものと考えることができる。

以上のように、本研究の結果から、被虐待体験を有する事例において、その体験に対する対処、支援の存在、援助を求める行動をとるか否かなどが複合的に影響し、重大事犯につながっていくいくつかのプロセスが浮かび上がった。

5.5 犯罪と関連があると思われる成人以降の家族内外の被害体験

本研究の結果、犯罪と関連があると思われる20歳以降の被害体験について、男子では、「職場でのハラスメント」と「家族内葛藤」が多かった一方、女子では、「親密な関係での暴力」が最も多く「職場でのハラスメント」の該当者は少ないなどの性差がみられた。また、これらの被害体験への対処については、「じっとがまんした」(56.4%)、「薬物を使用した」(33.0%)、「考えないようにした」(27.7%)の順が多かった。被虐待体験への対処では、「じっとがまんした」「考えないようにした」は回答者の3割以上が選択していたが、「薬物を使用した」は9.8%であったことを踏まえると、成人以降の被害体験への対処としての薬物使用の占める割合の多さが示された。

5.6 総合的考察

これまでの議論を踏まえ、犯罪をした比較的若年の人の処遇上求められる観点と、特に重大な犯罪の予防になりうるかかわりについて考察する。まず、我々には、非行少年のみならず、犯罪をした比較的若年の人も、背景に被虐待体験等の被害体験を有する場合が多いことや、被虐待体験と犯罪との関連に対する認識が求められる。ここから、犯罪をした人の処遇上、被虐待体験を有する可能性とそれらの体験による認知や行動への影響を念頭においた、よりの確なアセスメントの必要性が示唆される。

また、被虐待体験を有する犯罪者、特に、重大事犯者の多くは、その体験の影響で、自ら援助を求める行動をとりにくくなっている可能性があり、一方で、実際には支援を求めていることが少なくなること、理解の重要な観点である。なぜならば、このような認識をもつことで、被虐待体験を有する子どもたちの生活場面でのサインを受けとめていく、一助になるかもしれないからである。受けとめたサインについては、必要としていた大人からの支援に関する本研究の結果が示すように、保護はもちろんのこと、本人の話を聴いていくかかわりが重要だと言える。そのような受けとめやかかわりの積み重ねは、被虐待体験がもたらしうるリスクを軽減し、さらには、犯罪、特に重大事犯のリスク

の低減にもつながりうる。付記するなら、研究Ⅱの分析対象者のなかには、被虐待体験について、これまで第三者から尋ねられたこともなく、話したこともなかったが、面接調査を通して語ることで、その当時は意識できなかった感情に気づき内省が深まったとして、「自分の過去を振り返る時間を持つことは大事だと思った」と述べた人が複数いた。岡村（1998）は、人は、「抑え込まれている、あるいは表現されていない、気づかれていないその人の何か（自己の一部といえよう）が表現され気づかれ意識化される時、所与の心理的課題が解消する、自己表現は成長を促進する。」（p.145）と指摘した。以上から、本人の話を聴いていくかわりには、犯罪をした人の内省を促し、ひいては、その改善更生に寄与しうると言える。

本研究にはいくつかの限界がある。第一に、すでに述べた通り、本研究は横断研究であり、前向きデザインの研究ではない。第二に、面接調査の対象者が重大事犯者に限られていた。第三に、面接の実施者が女性であったことが、調査参加者に、特に性的虐待や性的被害の申告をしにくくさせた可能性がありうる。第四に、本研究の結果、犯罪と関連があると思われる20歳以降の被害体験の内容について、男女間で相違がみられ、さらに、被虐待体験等の被害体験への対処に比べ、成人以降の被害体験に対して薬物使用によって対処する人の割合がより多いことが示された。しかし、本研究では、被虐待体験等の被害体験と非行・犯罪の関連に焦点があったことから、成人以降の被害体験については、時期と内容及びその体験への対処のみ、自由記載にて回答を求めており、得られた結果には一定の限界がある。

以上の限界にもかかわらず、本研究は、日本で受刑者を対象とした被虐待体験等の被害体験に関する調査研究が極めて乏しいなかで、その状況を明らかにし、特に重大事犯者であることに関連する要因を抽出した。さらに、重大事犯者の語りを踏まえて、被虐待体験が反社会的行動化に与えた影響を明らかにした。その上で、重大事犯につながりうるリスクの低減や同犯罪をした人の自立支援のために、求められる観点を論じた点において意義が認められる。今後、被虐待体験及び成人以降も含めた被害体験と犯罪に関する研究を、更に実施していくことが求められる。

【付記】

本論文の議論は筆者らのものであり、協力施設・機関の見解ではない。

ご多忙の中、研究にご協力いただいた法務省東京矯正管区と同管内刑事施設、A 刑務所などの職員の方々、研究協力者の方々、そして、研究参加者の皆様に深謝いたします。

【注】

研究Ⅰと研究Ⅱにおいて、被虐待体験の種類の出現率に差が見られるが、その理由について、我々は以下のように考えている。すなわち、研究Ⅰの調査参加者は、刑執行開始時調査段階で調査に参加しており、事実としての虐待体験を答えている人が多い一方、研究Ⅱの調査参加者は在所期間が長く、心に残っている被虐待体験を語っている可能性がある。

文献

Bender, K., Postlewait, A.W., Thompson, S. J., & Springer, D. W. (2011). Internalizing symptoms linking youths'

- maltreatment and delinquent behavior. *Child Welfare*, 90, 69–89.
- Bolton, F. G., Reich, J. W., & Gutierrez, S. E. (1977). Delinquency patterns in maltreated children and siblings. *Victimology*, 2, 349–357.
- Ellis, W. E., & Wolfe, D. A. (2009). Understanding the association between maltreatment history and adolescent risk behavior by examining popularity motivations and peer group control. *Journal of Youth and Adolescence*, 38, 1253–1263.
- Farrington, D. P. (2003). Developmental and life-course criminology: Key theoretical and empirical issues - The 2002 Sutherland award address. *Criminology*, 41, 221–225.
- Finkelhor, D., Turner, H. A., Shattuck, A., Hamby, S. L. (2015). Prevalence of childhood exposure to violence, crime, and abuse: Results from the National Survey of Children's Exposure to Violence. *JAMA Pediatrics*, 169, 746–754.
- Glueck, S., & Glueck, E. (1950). *Unraveling juvenile delinquency*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Haapasalo, J., & Hämmäläinen, T. (1996). Childhood family problems and current psychiatric problems among young violent and property offenders. *Journal of the American Academy of Child & Adolescent Psychiatry*, 35, 1394–1401.
- 犯罪対策閣僚会議 (2014). 再犯防止に向けた総合対策. Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf> (2019年4月3日)
- 羽間京子 (2018). 虐待体験と非行の関連について 生活指導研究, 35, 53–63.
- 羽間京子・西慶子 (2019). 児童虐待と非行の関連に関する国内外の研究動向 — 2001年から2015年の英語文献と日本語文献の検討 — 生活指導研究, 36, 119–132.
- Herman, J. L. (1992). *Trauma and recovery*. New York: Basic Books.
(ハーマン, J.L. 中井久夫 (訳) (1999) 心的外傷と回復 みすず書房)
- 平尾靖 (1964). 非行からの回復 — 青少年問題の深層 — 誠信書房
- Hollist, D. R., Hughes, L. A., & Schaible, L. M. (2009). Adolescent maltreatment, negative emotion, and delinquency: An assessment of general strain theory and family-based strain. *Journal of Criminal Justice*, 37, 379–387.
- 法務省法務総合研究所 (2001). 法務総合研究所研究部報告 11 — 児童虐待に関する研究 (第一報告) — 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2003). 法務総合研究所研究部報告 22 — 児童虐待に関する研究 (第三報告) — 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2010). 平成 22 年版犯罪白書 — 重大事犯者の実態と処遇 — 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2011). 平成 23 年版犯罪白書 — 少年・若年犯罪者の実態と再犯防止 — 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2018). 平成 30 年版犯罪白書 — 進む高齢化と犯罪 — 法務省法務総合研究所
- Horan, J. M., & Widom, C. S. (2015). Does age of onset of risk behaviors mediate the relationship between child

- abuse and neglect and outcomes in middle adulthood? *Journal of Youth and Adolescence*, 44, 670–682.
- 川喜田二郎 (1967). 発想法 — 創造性開発のために — 中央公論新社
- 川喜田二郎 (1970). 続・発想法 — KJ 法の展開と応用 — 中央公論新社
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 (2007). 子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月改正版) Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf (2018 年 12 月 4 日)
- Lansford, J. E., Miller-Johnson, S., Berlin, L. J., Dodge, K. A., Bates, J. E., & Pettit, G. S. (2007). Early physical abuse and later violent delinquency: A prospective longitudinal study. *Child Maltreatment*, 12, 233–245.
- McGee, R. A., Wolfe, D. A., Yuen, S. A., Wilson, S. K., & Carnochan, J. (1995). The measurement of maltreatment: A comparison of approaches. *Child Abuse and Neglect*, 19, 233–249.
- 森伸子 (2003). 家族からの被害体験を有する在院者の処遇に関する一考察 刑政, 114(3), 26–36.
- Nellis, A. (2012). *The lives of juvenile lifers: Findings from a national survey*. Washington DC: The Sentencing Project.
- 岡村達也 (1998). 児童期・思春期の心理障害と臨床援助 下山晴彦 (編) 教育心理学 II 発達と臨床援助の心理学 (pp.127–152) 東京大学出版会
- Rivera, B., & Widom, C. S. (1990). Childhood victimization and violent offending. *Violence and Victims*, 5, 19–35.
- Robertson, A. A., Baird-Thomas, C., & Stein, J. A. (2008). Child victimization and Parental monitoring as mediators of youth problem behaviors. *Criminal Justice and Behavior*, 35, 755–771.
- Sedlak, A. J., & McPherson, K. S. (2010). Youth's needs and services: Findings from the survey of youth in residential placement. *Juvenile Justice Bulletin*, NCJ 227728. Washington DC: Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention. U.S. Department of Justice.
- Smith, C. A., Ireland, T. O., & Thornberry, T. P. (2005). Adolescent maltreatment and its impact on young adult antisocial behavior. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1099–1119.
- Smith, C., & Thornberry T. P. (1995). The relationship between childhood maltreatment and adolescent involvement in delinquency, *Criminology*, 33, 451–481.
- Steele, B. F. (1986). Notes on the lasting effects of early child abuse throughout the life cycle. *Child Abuse & Neglect*, 10, 283–291.
- Turanovic, J. J., & Pratt, T. C. (2015). Longitudinal effects of violent victimization during adolescence on adverse outcomes in adulthood: A focus on prosocial attachments. *The Journal of Pediatrics*, 166, 1062–1069.
- 我妻洋 (1973). 非行少年の事例研究 — 臨床診断の理論と実際 — 誠信書房
- Weeks, R. & Widom, C. S. (1998). Self-reports of early childhood victimization among incarcerated adult male felons. *Journal of Interpersonal Violence*, 13, 346–361.
- Widom, C. S. (1989). The cycle of violence. *Science*, 244, 160–166.
- Zingraff, M. T., Leiter, J., Myers, K. A., & Johnsen, M. C. (1993). Child maltreatment and youthful problem behavior. *Criminology*, 31, 173–202.

Zweig, J. M., Yahner, J., & Rossman, S. B. (2012). Does recent physical and sexual victimization affect further substance use for adult drug-involved offenders? *Journal of Interpersonal Violence, 27*, 2348–2372.